

丹生川漁業協同組合内共第 13号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、丹生川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第 13 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまご、いわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、日券の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第 3 条 別表 1 左欄に掲げる遊具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に規定する規模の範囲内でなければならない。
- 2 別表 2 に掲げる漁法による遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第 4 条 各魚種の遊漁期間は 3 の別表とおりとする。別表 3 の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれの右欄に掲げる期間内で行わなければならない。
- 2 前項の公表は、組合の掲示場に掲載してするものとする。

(禁止区域)

- 第 5 条 前条の規定による期間内であっても、別表4のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

(全長制限)

第 6 条 別表5の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は別表6のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

2 遊漁料の納付場所は別表7のとおりとする。同表以外の場所において漁場監視員に納付する場合は、網漁具の場合は 2,000 円以下、竿釣の場合は 1,000 円以下を加算した額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1)承認を受けた者の氏名、住所

(2)承認期間

(3)魚種

(4)漁具・漁法

(5)遊漁区域

(6)遊漁料の額

(7)注意事項

(8)その他参考となるべき事項

(9)発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行なうものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別表 1

漁具・漁法	規 模
友 釣	1本 ただし、あゆを対象にしたルアーを用いた漁法は禁止とする
引 掛	1本
投 網	1 張
竿 釣	1 本

別表 2

禁 止 漁 具 ・ 漁 法
1. 水中に電流を通じてする漁法。 2. てこはね(岩石の転動)瀬干し漁法。 3. 火光その他の照明を利用してする漁法。 4. かわびき(ころびき)漁法。 5. 有毒、有害物を使用してする漁法。 6. 発射装置を有する、もり・やす等による漁法。 7. アクアラングを使用する漁法。 8. さつ河魚類の通路を遮断してする漁法。 9. 透明性のもんどり(びんずけ)。 10. 定置漁業類似の漁法。

別表 3

魚 種	漁具・漁法	期 間
あ ゆ	友 釣	解禁日より9月30日まで
	引 掛	引掛解禁日より9月30日まで
	投 網	投網解禁日より9月30日まで
い わ な	竿 釣	3月1日より9月30日まで
あ ま ご	竿 釣	3月1日より9月30日まで

別 表 4

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
余呉町菅並佐惣平橋上流端 から上流漁場区域すべて	別表 1 漁法同じ	全 期 間
第 1 区 余呉町上丹生大宮橋上流か ら余呉町上丹生八田部まで	友釣以外の漁法	引掛・投網解禁日から 9月30日まで
第 2 区 余呉町菅並明神橋上流から 余呉町菅並宮前橋まで	友釣以外の漁法	引掛・投網解禁日から 9月30日まで

別 表 5

魚 種	大 き さ
あ ま ご	全長 12cm 以下
い わ な	全長 12cm 以下

別 表 6

魚 種	魚具・漁法	遊 漁 料				
		解禁日	解禁日翌日より 以降の指定期間	以後終期迄	年 間 入 漁 料	
あ ゆ	友 釣	3,500 円	翌日より14日間 3,000円	2,500 円	9,000 円	年間は各 魚種共に 共通
	引 掛	3,500 円	翌日より7日間 3,000 円	2,500 円		
	投 網	3,500 円	翌日より7日間 3,000円	2,500 円		
いわな	竿 釣	(期間中 2,000 円)			5,500 円	
あまご	竿 釣	(期間中 2,000 円)				

別 表 7

住 所	名 称	電 話
滋賀県長浜市余呉町上丹生 2556 番地	丹生川漁業協同組合	0749-86-2607
組合事務所の掲示板に掲げる場所		